

代理人江夏大樹による陳述の要旨

今回二つの書面を提出しました。判断枠組みと保育所の性質についてです。前者について説明します。

この訴訟の争点は、保育料が「必要経費」にあたるかどうかという点です。私たちは、子どもを保育所に預けなければ、仕事を続けることができません。したがって、保育料は、まさに業務を遂行するために欠かせない必要不可欠な支出、つまり「必要経費」であると主張しています。

ところが、被告はこう言います。「保育料は、業務の遂行上必要な支出ではない。業務に直接関連する支出ではない。だから必要経費にはできない」と。

しかし、ここで疑問が生じます。「直接関連する」とは一体どういうことなのか？そして、なぜ保育料が“直接的ではない”とされるのか。その理由が明確ではありません。そこで私たちは、これまでの裁判例を調べ、必要経費の判断がどのような基準で行われているのかを分析しました。

これらの分析を通じて見えてきたのは、必要経費かどうかの判断のポイントは次の3つの段階を踏むということです。第一に、その支出が業務に伴い一般的に必要とされる性質のものかどうかを検討します。第二に、それだけでは決着がつかない場合、業務の具体的な内容や目的を確認します。その上で、その支出が収入の維持や増加にどの程度役立っているかを総合的に判断するのです。

たとえば、弁護士がロータリークラブの年会費を経費にできるかが争われた事件があります。こちらの図をご覧ください。裁判所は、ロータリークラブは奉仕を目的とし

た慈善団体であり、その会費は一般的に事業のための支出とは言えないと判断しました。たとえそこから顧客とのつながりが生まれるとしても、それは間接的な効果にすぎない、というわけです。これはまさに、第一の検討が重視された事案です。

このほかにも、カイロプラティックの背術と柔道整復師を雇用した上で接骨院を営んでいた者が柔道整復師の資格を得るために専門学校へ支払った授業料が必要経費に当たるか争われた事件があります。こちらの図をご覧ください。柔道整復師の専門学校へ支払った授業料について、業務独占資格の受験資格を得ることが主目的であるという一般的性質が重視されています。これは業務に必要なのではなく、自身の人的資本の価値増加の支出とされているのです。故に、仮に業務に資することがあっても、それは副次的な効果であるとされています。

次に弁護士が弁護士会活動に要した費用が問題となった事件は、これが一部必要経費とされました。図解をすると次のとおりです。この事件のポイントは、弁護士会等の役員として行う活動それ自体は、所得を得る事業とは言えないのですが、事業と密接に関連するものとししました。そして、弁護士会活動に際して支出した懇親会費や選挙費用の一部を必要経費としました。

また、歯科医師が受けた英会話研修費の事例なども検討しました。これを図解すると、次のようになります。英会話研修費用の一般的な性質としては、経費である場合もそうでない場合もあります。そして、歯科医師の具体的な事業を見れば、過去3年で外国人患者は一人であったという事実などに着目し、業務の結びつきが希薄であるとして、必要経費に該当しないとしました。

このように、必要経費かどうかの判断は総合的に判断されているのです。被告（国）は、必要経費性を否定する主たる理由としてこう主張します。保育料は子供の養護と

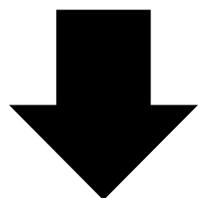
教育の対価という一般的な性質があり、仕事ができるようになることは副次的な効果にすぎないと。しかし、それは誤りです。そのことをこれから示します。今日における保育所の利用目的に着目し、上記の判断枠組みに照らせば、保育料は、必要経費に他ならないと考えます。

訴訟の争点

保育料は必要経費に該当するか

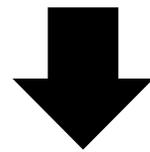
被告の主張

客観的に見て、事業又は業務の遂行上必要なものであり、かつ、当該支出が事業又は業務に係る収入を生み出す業務に直接関連して支出したものに限定されるというべきである



業務の遂行上必要とは？ 直接関連するとは？

必要経費に該当する否かは…



- ① 支出した費用の一般的な性質
- ② (1) 当該業務の具体的な内容、性質等
- ② (2) 事業者が当該必要を支出した目的
- ③ 当該支出が、当該業務に有益なものとして収入の維持又は増加をもたらす効果の有無及び程度

法37条1項の業務

訴訟事件、非訟事件及び審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件に関する行為その他一般の法律事務を行うことを職務を行う経済活動

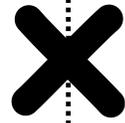
顧客の獲得

間接的・副次的な効果

奉仕の理念という目的のもと活動
→親睦を深める

一般的性質

ロータリークラブの
年会費



Xの業務に直接関連しない

法37条1項の業務

訴訟事件、非訟事件及び審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件に関する行為その他一般の法律事務を行うことを職務を行う経済活動

密接に関連

弁護士会

個人的な知己との交際や
旧交を温める側面

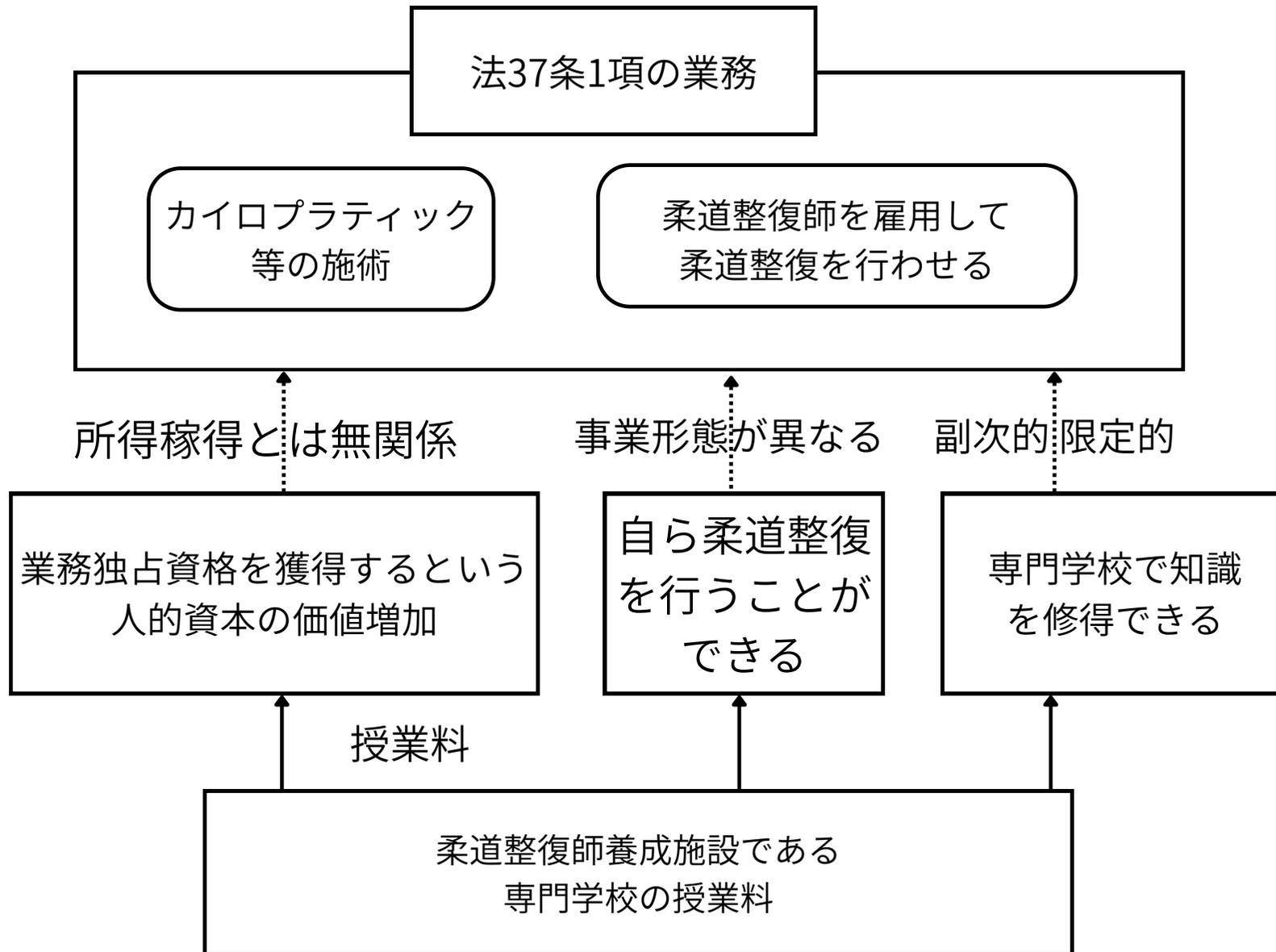


Xの業務に関連している

会務後等の懇親会
二次会費用

会務後等の懇親会費

役員立候補費用
選挙運動費用を除く



法37条1項の業務

歯科診療業

研修費用の全てが関連しているとは言えない

海外の学会のビデオを
視聴し知識を得る
海外の学会での活動

学会の活動に関連している

英会話研修費用

Xの業務に直接関連していない
∴平成8~10年で英会話能力を必要とする外国人患者は1人

